

令和4年度運営指導について

栗原市市民生活部
介護福祉課介護保険係

令和4年度運営指導重点事項

運営指導(実地指導)

「利用者の尊厳保持」、「質の高いサービスの確保」、「適正な介護報酬の請求」等を踏まえ、適正な介護サービスの提供を行われるよう、関係書類の確認し指導等を通じて、支援等を行うことでよりよいケアの実現をするものです。

介護保険法第23条(文書の提出等)

令和4年度重点事項

- ① 人員基準の遵守
- ② 各種加算の算定

③ 業務継続計画の策定

(令和6年3月31日まで経過措置)

※令和6年3月31日までの経過措置は、虐待防止の推進、感染症対策の強化、認知症介護基礎研修の受講義務付け等 あります。

人員基準の遵守

●自主点検様式については下記HPに掲載されていますので、7月時点の状況について人員基準適合状況を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

※自主点検シート等の結果を基に下記について確認させていただく場合があります。

【勤務表】

・日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別、職種について明示してありますか。

【雇用契約書(辞令)】

- ・勤務表との整合性がとれていますか。
- ・雇用期間満了日を経過していませんか。

【資格証】

- ・資格要件のある職種について資格証(写)を管理していますか。
- ・資格の有効期間について更新が必要なものは更新がされていますか。

人員基準の遵守

【秘密保持のための措置】

- ・誓約書等で秘密保持のための措置をとっていますか。
- ・就業規則等で明記し、周知を図っていますか。

【遵守状況の確認方法】

- ・人員基準(加算要件の人員要件を含む)をクリアしていることのチェックはどのようにしていますか。

●人員基準欠如減算について

指定基準に定められた員数の従業者を配置していない場合は、介護報酬が減額されます。

人員基準欠如が継続すると、指定が取り消されることがあります。

各種加算の算定要件について

- 加算の要件については下記HPに掲載されていますので、基準適合状況を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

- 各種加算の算定要件の確認

報酬基準に基づいた実施体制の確保状況(サービス提供強化加算等)

- 各種記録の整備

加算にかかる個別計画に関する利用者の同意の記録

医療連携等の連携にかかる加算について、情報提供等の記録

- その他

処遇改善加算・特定処遇改善加算、ベースアップ加算

各種加算の算定要件

【介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算】

- キャリアパス要件や職場環境要件を満たすための取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に研修に係る参加費、教材費や交通費等は賃金改善額を含んでいませんか。(含むことができません)
- 賃金改善実施期間は加算の算定月数と同じ月数ですか。
- 賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について計画書に明記して職員に周知していますか。
- 介護職員処遇改善加算の対象は、「介護職員」に限られています。

※介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とする事可能です。
賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、計画書や実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成する必要があります。

各種加算の算定要件

【介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算】

《特定処遇改善加算》

- 経験技能のある介護職員(Aグループ)を設定する場合、月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者を申請事業所数分設定しなければなりません。設定できない場合は、その理由を計画書等に記載していますか。
- A・B・Cグループのそれぞれの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、原則として $A > B \geq C \times 2$ 以内ですか。
- 介護職員特定処遇改善加算の取得状況、具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度等を活用し、外部から見える形で公表していますか。
- 加算Ⅰの算定要件として介護福祉士の配置要件(=サービス提供体制強化加算等の取得要件)がサービス毎に設けられておりますが、該当する加算を算定していますか。
- 介護職員等ベースアップ加算について、賃金改善の合計額の3分の2以上は、介護職員等のベースアップ等に使用していますか。

※ベースアップ等とは、「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げを指します。

業務継続計画策定状況

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが提供できる体制の構築の観点から計画の策定が必要です。(令和6年3月31日まで経過措置期間)

◎計画策定

●感染症に係る業務継続計画

- ・平時からの備え(体制、感染防止対策、備品等の確保)
- ・初動対応
- ・感染防止体制の確立

●災害に係る業務継続計画

- ・平常時の対応(建物設備の安全対策、ライフライン停止時の対応、必要品の備蓄等)
- ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ・他施設及び地域との連携

業務継続計画策定状況

◎職員に対する研修の実施

- ・計画の内容を具体的に職員間で共有
- ・平常時の対応の必要性や、緊急時の対応の必要性を理解する
- ・組織的に浸透させるための定期的な研修会の開催(年2回以上)
- ・採用職員には別途研修を実施
- ・研修の内容を記録する。
- ・発生した場合、迅速に行動できるよう、計画に基づき、施設内の役割分担の確認、実践するケアの演習等を実施(年2回以上)
- ・訓練を机上や実地で実施

◎定期的に業務継続計画を見直し変更を行う